



衆議院憲法調査会ニュース

H14. 3. 1 Vol. 22

— 第 154 回 国会 —

発行：衆議院憲法調査会事務局

国際社会における日本のあり方に関する調査小委員会（第1回）

参考人：松井芳郎君
（名古屋大学大学院法学研究科教授）

質疑者

近藤 基彦君（自民）	首藤 信彦君（民主）
赤松 正雄君（公明）	藤島 正之君（自由）
山口 富男君（共産）	大島 令子君（社民）
西川 太一郎君（保守）	平井 卓也君（自民）
山田 敏雅君（民主）	土屋 品子君（自民）

質疑終了後、自由討議

松井芳郎参考人からの意見陳述の概要

はじめに

- ・ 国際法上の PKO の位置付けと PKO に対する日本の取組みの在り方について、意見を述べる。
- ・ 冷戦期における PKO（「第一世代の PKO」）とは、「国際的な平和と安全を脅かす地域的な紛争又は事態に対して、国連が関係国の要請又は同意の下に、国連の権威を象徴する一定の軍事的組織等を現地に駐留せしめ、これらの軍事的組織等による第三者的かつ中立的な役割を通じて、当該地域的な紛争又は事態を平和的に收拾することを目的とした活動」をいうものとされていたが、冷戦構造崩壊後に展開されてきたいわゆる「第二世代の PKO」については、その活動内容、役割等に変容が見られる。

1. PKO の誕生と確立

- ・ PKO は、冷戦構造を背景とした集団安全保障の機能不全を受け、(a)正・不正の認定をしないで停戦を実現する、(b)米ソの介入により紛争が国際的に拡大するのを防止するという二重の意味で、国連がその慣行の中で編み出した苦肉の策であり、このため、憲章上明文の根拠規定は存在しない。
- ・ 慣行の中で確立されてきた PKO の諸原則は、(a)非強制の原則（同意原則、自己防衛及び内政不干渉）、(b)中立原則（大国等の排除及び紛争当事者に対する中立）、(c)国際性の原則（国連の統轄、部隊構成の地理的公平及び国連の費用負担）の三つに整理される。
- ・ 第一世代の PKO は、停戦監視、部隊撤退の確保等限定的な範囲において一定の成果を果たしたと評価できるが、内戦に派遣される PKO については、課題を残したと考える。

2. 第二世代の PKO：その背景と問題点

- ・ 冷戦構造崩壊後、国家構造の崩壊を伴う地域紛争が多発したこと、PKO 派遣について安保理におけるコンセンサスが得やすくなったこと等の事情を背景に、PKO は、量的・質的に拡大した。量的には、PKO の派遣件数とその規模が増大し、他方、質的には、任務の多様化・複雑化した「多機能型」又は「多分野型」の PKO が設置されるようになり、また、文民部門の必要性が増大した。
- ・ 第二世代の PKO については、(a)強制措置と PKO との混同、(b)同意原則の弛緩、(c)大国中心の部隊構成、(d)内政問題への関与の強化、(e)中立原則の危機等の問題が生じている。

3. 最近の国連における PKO をめぐる議論：「平和への課題」からブラヒミ報告へ

- ・ 第二世代の PKO が抱える問題の解決に向けて、ガリ前国連事務総長が発表した「平和への課題」（1992 年）においては、予防外交、平和形成、平和維持及び平和構築（「ブラヒミ報告」にいう国連平和活動）の一体的な把握と軍事力の積極使用が提言された。
- ・ その後、「平和への課題の補遺」（1995 年）においては、「平和への課題」以降の経験を踏まえ、軍事力の使用に係る認識が軌道修正されるとともに、活動原則の尊重が強調された。
- ・ また、「ブラヒミ報告」（2000 年）においては、国連平和活動を一体的に把握した上で、迅速かつ実効的な PKO 展開等さまざまな提言がなされた。ただし、同報告の提言においても、軍事力重視の傾向が否定できないと考えられる。

4. PKO を中心とした日本の国際協力の在り方

- ・ 日本は、(a)国際協力を PKO の分野に限定して狭くとらえてはならず、(b)主体的に国際協力に係る施策を国連に働きかけ、(c)その出発点としての日本国憲法の原則を認識すべきである。
- ・ 国連平和活動への協力に当たっては、(a)予防外交や平和的解決の分野において尽力すること、(b)PKO については、活動原則の遵守を国連に働きかけるとともに、文民部門の積極活用を図ること、(c)紛争地域の社会経済発展の支援こそが日本の積極的な協力が可能かつ必要な分野であること等に留意すべきである。

松井芳郎参考人に対する質疑の概要

近藤 基彦君（自民）

- ・ 国連による紛争解決は、本来、国家間の紛争を想定しているものだが、国家ではない私的組織

によって引き起こされた昨年の米国同時多発テロに対する国連の対応について、参考人の所見を伺いたい。

- ・アフガニスタンの紛争鎮静後に各国や我が国が行うことができる協力について、参考人の所見を伺いたい。
- ・参考人も指摘するように、我が国は、紛争後の平和構築への協力を強化すべきと考えるが、自国の「国際協力像」を明らかにする観点から、参考人はどのような分野において我が国が貢献できると考えるか。
- ・国際テロ組織等に対しては、「国連警察機構」を設置し、これに対処させることが考えられるが、このような考え方について国際法上どのように評価するか。

首藤 信彦君（民主）

- ・参考人は、紛争後の平和構築は日本にとって最も積極的な協力が可能な分野であるとするが、この分野における我が国の対応は遅れており、むしろ最も貢献が困難な分野であるとするが、いかがか。
- ・「ブラヒミ報告」では、PKOが実効的な対応能力を具備するために、交戦規則（ROE）を強固なものにすることが提言されているが、一般住民の暴徒化等に際してのPKOの交戦規則（ROE）はどうあるべきか。
- ・PKOの交戦規則に関する日本国内における検討に当たっては、法律的観点からのアドバイス等を受けるべきと考えるが、具体的に法律家は参加しているのか、あるいはこの分野における研究がなされているか。
- ・PKO要員の犯罪や不法行為の取締りについて、国際法的観点から参考人の所見を伺いたい。

赤松 正雄君（公明）

- ・PKO協力法の掲げる5原則に対する評価と、多様な紛争が勃発する昨今の状況を受けて5原則を見直すべきであるとする議論に対する見解を伺いたい。
- ・参考人は、これまでの我が国の議論がPKFへの協力の可否に傾きすぎであると指摘するが、その背景には、我が国が特に軍事部門へ人的貢献を行ってこなかったことに対する後ろめたさがあるとするが、参考人の所見を伺いたい。
- ・参考人は、論文中で、国連が加盟国に武力行使を「授権」する方法は国連憲章違反であり、これに日本が何らかの協力を行うことも、憲法及び国連憲章上、論外であると指摘する。テロ対策特別措置法に基づく我が国の後方支援は、我が国が憲法上行うことができる最大限の「何らかの協力」であるとするが、参考人はどのように評価するか。

藤島 正之君（自由）

- ・最近の国際情勢にかんがみれば、我が国のPKO参加については、今後、PKO協力法に規定する

5原則に必ずしもこだわるべきではないと考えるが、いかがか。

- ・集団的自衛権の行使はできないとする政府の憲法解釈の下では、拡大PKO、平和執行部隊、多国籍軍、国連軍といった国連の強制的な活動に参加することはできないのではないか。
- ・昨今、安保理において拒否権が行使されずに決議が可決される可能性が高まってきていることから、国連中心の紛争解決を行うべきであるとするが、いかがか。

山口 富男君（共産）

- ・第二世代のPKOにおいては、PKOの諸原則の弛緩が見られるが、PKO活動が伝統的なPKOから変質を遂げたのか、あるいは両者は別物であるのか。
- ・ソマリアのPKO活動の失敗の原因は、PKO諸原則から逸脱したことによるものか、あるいは、ソマリア紛争自体の事情によるものであったのか。
- ・我が国のPKFへの自衛隊の参加については、憲法上問題があるとするが、参考人の見解を伺いたい。

大島 令子君（社民）

- ・社民党は、憲法と国連憲章とに基づいた平和の構築が大切であると考えており、日本は文民の分野を中心とした国際協力をしていくべきと考えるが、いかがか。
- ・自衛隊の任務が、自衛隊法3条に掲げるもののほか、PKO協力法の制定等に合わせて雑則に任務を追加する方法で拡大されてきていることについて、参考人はどう考えるか。
- ・我が国の国際協力施策は、昨年の9月11日に起きた米国同時多発テロ以来、特に軍事的支援に傾いていると考える。自衛隊についても文民部門において活用していくことが必要ではないかと考えるが、PKOと自衛隊の関係はどうあるべきか、参考人の見解を伺いたい。

西川 太一郎君（保守）

- ・米国国防総省が2月26日に発表した今回の「対テロ戦争」に貢献した26カ国の中に我が国が入っていなかったのは、我が国が集団的自衛権を発動しなかったことが原因と考えるが、いかがか。
- ・東チモールへ派遣される我が国の部隊が武器を携行することについて、国連の司令官及び東チモール当局からは当然のことであるとの認識が示されたが、参考人はどう考えるか。

平井 卓也君（自民）

- ・PKOの成功・不成功の判断の基準とは、どのようなものであるのか。
- ・PKOに参加するに際しては、参加する日本国民に危険が及ぶこともあり得るが、我が国の国益という観点から、国連の行う活動への参加をど

のように位置付けるべきと参考人は考えるか。

山田敏雅君（民主）

- ・自衛権が国際法で認められている権利であるならば、自衛権に基づく自衛隊の実力行使と9条の規定の間には矛盾があるように思う。自衛隊を合憲とするためには、どのように憲法改正をすべきと考えるか。
- ・私個人は、「世界連邦」構想を抱いており、将来的には、国家には軍事力を持たせず、国連が軍隊を持つべきと考えている。国連の統轄の下に軍事組織を展開するPKOは、「世界連邦」構築へ向けての第一歩であると認識するが、いかがか。

土屋品子君（自民）

- ・国民世論の動向等にかんがみれば、9条を改正して、自衛隊を憲法上認めるべきと考えるが、参考人の9条に関する認識を確認したい。
- ・自衛隊には地雷除去をはじめとした高い能力もあり、また、世界的にはNGOの活躍の場が増えているとはいえ、日本のNGOによる活動はまだ少ないことから、我が国のPKOへの協力は、当面、自衛隊を活用しながら行っていくべきと考えるが、いかがか。
- ・我が国が国連安全保障理事会の常任理事国になる場合、軍事的貢献を求められることになると考えるが、いかがか。また、その場合、国連待機軍のような別組織を創設する方がよいと考えるか。

質疑終了後の自由討議の概要（発言順）

中野寛成会長代理

- ・仮に憲法をどこか1箇所だけ変えるということになれば、国際協力に係る部分に絞られるだろう。9条については、制定時に芦田修正が行われていることもあり、一定の解釈の「幅」を持っていると考えるが、PKOなど国連憲章や憲法の制定時には想定されなかった事態についても国際協力を行うためには、「超法規的」対応ではなく、例えば9条3項として、国際協力に関する条項を追加するような改正を行うべきである。

山口富男君（共産）

- ・参考人のお話を伺い、国際協力を推進していくに当たっては、憲法を改正する必要はなく、憲法と国連憲章の理念をともに活かすような努力をしていくべきであることを改めて認識した。
- ・日本が安保理の常任理事国となることは、国連の軍事的活動に参加することとなり、憲法上不可能であると考えている。

葉梨信行君（自民）

- ・さまざまな活動を現実に行っている自衛隊については、憲法上その存在をはっきり認めるべきである。すなわち、9条1項については、これ

を堅持すべきであるが、9条2項については、現実に合わなくなっており、国民の理解を得てこれを改正すべきである。

大島令子君（社民）

- ・戦後日本は、平和主義憲法の下で発展してきた。経済大国になったから、憲法改正を行って、自衛隊を軍隊化し、軍事的な国際協力をしなければならないということには反対である。国際協力には憲法改正は必要ではなく、NGOの活用を図りつつ、文民部門で国際協力を行うことを考えるべきである。

中山太郎会長

- ・自衛隊は違憲であるとの主張もあるが、社会党（当時）の党首であった村山首相が自衛隊は合憲であると公的に発言しており、これを重く受け止めるべきである。また、その後この発言を覆すような発言はなされていないので、公的には自衛隊は合憲であると考えられており、国民の間にも自衛隊が合憲であるとのコンセンサスができてきているのではないか。このような状況を踏まえ、一方では「国際協力部隊」を別に作るというような考え方も尊重に値すると思われるので、そのような考え方を含め9条をどう変えるべきかという議論がなされていくことを期待したい。

赤松正雄君（公明）

- ・参考人などから日本は、憲法の理念に沿った国際協力をしてこなかったという御指摘があったが、日本が行ってきた国際協力は日米安保体制の理念という観点からも評価する必要がある。
- ・安全保障理事会の決議により加盟国に武力行使の「授權」がなされた場合について、日本が安保体制の中でどのような立場をとるかが重要である。このような「授權」がなされた場合について、参考人は、日本が当該加盟国に対して「何らかの協力」を行うことは論外であるとの御意見であったが、そのような場合には日本は憲法上可能な後方支援のような協力はすべきであると考えている。

大島令子君（社民）

- ・村山首相が自衛隊が合憲であると発言したからといって、今の社民党も自衛隊を合憲としているということにはならない。現在の社民党は、自衛隊の存在を認めながら軍縮、自衛隊の縮小を進めていく立場だ。

山田敏雅君（民主）

- ・参考人は憲法が変えられないという前提の下での国際協力についてお話をされたのは残念である。憲法は変えられるという前提に立つべきだ。
- ・憲法の規制があるから武力行使は一切できないということでは、国際的には、国際協力しているものとしては評価されないと思っている。

山口 富 男君 (共産)

- ・参考人も9条について「解釈改憲」をしてはならないという立場であると承ったが、まったく同感である。9条に違反する自衛隊が存在するような状態を是正しなければならない。

葉 梨 信 行君 (自民)

- ・村山首相が自衛隊は合憲であると発言した当時、社会党内では反対はなかったのではないかと。村山首相が合憲であると発言しながら、現在、社民党としては自衛隊は違憲であると主張するのは、党として一貫性がないのではないかと。

→大 島 令 子君 (社民)

- ・繰り返しになるが、村山首相が合憲であると発言したからといって、現在の社民党も自衛隊を合憲であると理解しているということにはならない。現在の社民党は、自衛隊の存在を認めながら軍縮、自衛隊の縮小を進めていく立場だ。

地方自治に関する調査小委員会 (第1回)

参考人：岩崎 美紀子君 (筑波大学教授)
質疑者

- 葉梨 信行君 (自民) 中村 哲治君 (民主)
- 江田 康幸君 (公明) 武山百合子君 (自由)
- 春名 真章君 (共産) 日森 文尋君 (社民)
- 小池百合子君 (保守) 平井 卓也君 (自民)
- 筒井 信隆君 (民主) 渡辺 博道君 (自民)

質疑終了後、自由討議

岩崎美紀子参考人からの意見陳述の概要

1. 地方分権改革

- (1) 地方分権の推進力
 - ・地方分権は、世界的な潮流と言え、その推進力として、(a)民主化、(b)文化的アイデンティティ、(c)近代化の終焉、(d)行財政改革、(e)グローバル化という要因が指摘される。
- (2) 分権化の潮流
 - ・分権化の潮流として、(a)「官治分権」から「自治分権」という民主化の流れと、(b)権限を渡された側が渡した側の意図に拘束される「権限委譲」から、渡した側から何らの関与も受けない「権限移譲」へ向かう流れがある。
- (3) 日本の地方分権改革
 - ・前回の地方分権改革の三つの柱は、(a)機関委任事務の廃止、(b)国の関与の在り方の是正、(c)国地方係争処理委員会の設置であったが、今後の課題としては、(a)税・財政面での権限移譲、(b)自治体の広域化 (二層制を維持するのか)、(c)自治体の説明能力の向上とそれによる市民社会の地方自治への参加等がある。

2. 自治体の規模と能力

- (1) 自治体の存在根拠及び規模をめぐる価値基準
 - ・自治体の存在根拠には、(a)公共サービスの供給、(b)住民の政治参加の場であることがあり、前者から、スケールメリットの観点で「大きな自治体」が要請され、後者から、住民により身近な「小さな自治体」が要請され、相反する要請の均衡を探ることが重要となる。
- (2) 基礎自治体のあり方の4パターン

	基礎自治体の規模、種類	公共サービスの態様
アメリカ	小規模、多様	多様
フランス	小規模、画一	画一 (供給主体は基礎自治体の上にある県)
イギリス	大規模、多様	多様
北 欧	大規模、画一	画一

- (3) 基礎自治体の再編と広域自治体
 - ・我が国は、二層制を維持した上で、基礎的自治体の規模を再編・拡大し、全国的に画一した公共サービスを提供する北欧型の自治制度を目指すべきである。

3. 道州制と連邦制

- (1) 制度の本質的相違
 - ・道州制と連邦制の本質的な相違は、連邦制においては、憲法に国と州との間での立法権の分立が明記されていることである。
- (2) 道州制への課題
 - ・道州制を導入する場合、(a)領域の確保、(b)首長の選出方法、(c)二層制をとるかあるいは三層制をとるか等が課題となる。
- (3) 連邦制への課題
 - ・連邦制を導入する場合には、(a)二院制をとり、そのうちの一院に地域代表性を持たせる必要がある、(b)連邦制においても、市町村のような基礎自治体への分権は必ずしも保障されないといった課題がある。

4. 日本の地方自治・地方分権

<単一制度のなかでの最大限の分権>

- ・我が国の地方自治制度は、憲法により立法権の分立を定める「連邦型」とは異なり、法律により地方の地位及び権限を規定する「単一型」といえるが、憲法改正が必要となる「連邦型」をとらなくても、憲法を変えずに、「単一型」の中で、(a)執行における地方の裁量を認め、かつ(b)中央の決定に対して地方が影響力を及ぼす制度を整えることで、最大限の分権を図るべきである。

岩崎美紀子参考人に対する質疑の概要

葉 梨 信 行君 (自民)

- ・大都市と地方における人口の格差や、文化、経済における格差等もあることから、国土政策という観点からの地方分権も必要と考えるが、いかがか。
- ・国会議員は国政を担う一方で地方の代表でもあるが、地方分権における国会議員の果たすべき役割をどのように考えるか。
- ・広域行政や道州制を実施するにしても、日本の

歴史・伝統に配慮して民族のメンタリティを実現するという観点から、日本の地方自治はどうあるべきと考えるか。

中村 哲 治君 (民主)

- ・参考人は、地方分権を担保するためには地域文化性と地域政党の必要性を主張している。地域文化性や地域政党を重視するのであれば、まず、マスコミの一極集中を是正する必要があり、そのためには首都機能の移転が一つの方法と考えるが、いかがか。
- ・政令指定都市と県との間では同様の行政施設を作るなどの重複が見られる。道州制を検討する中でこれらの関係を見直すべきと考えるが、いかがか。

江田 康 幸君 (公明)

- ・所得税や消費税の一部を地方に移す代わりに地方交付税を減額すべきとも考えられる一方で、地方交付税が持つ財源の再分配機能も重要と考える。参考人は国から地方への財源移譲について、どのように考えるか。
- ・地方税の充実や地方交付税の見直し等を中心とする小泉内閣の地方自治改革をどのように評価しているか。

武山 百合子君 (自由)

- ・アメリカと異なり、日本では市町村によって公共サービスに格差があると感じるが、なぜ、格差が生じ、また、その解消が進まないのか。
- ・参考人は公共サービスに関する市町村の格差を是正するためには合併が必要であるとするが、現在、合併を促進している主体は都道府県であり、市町村の住民の意識はそこまで達していないと感じる。住民の意識を高めるためにはどうすればよいと考えるか。
- ・グローバリゼーションが進む中において道州制が実現した場合、例えば九州が、遠くの東京よりも、韓国や中国等の近くの海外に目を向けるようになったとしてもよいと考えるが、いかがか。

春名 真 章君 (共産)

- ・参考人は、日本では、(a)「中央の決定に対して地方が及ぼす影響力」及び「執行における地方の裁量の余地」が小さい、また、(b)国と地方が相互にもたれ合い、浸透し合っている、と主張するが、これらをどう改善したらよいか具体的に説明されたい。
- ・基礎的自治体(市町村)は、住民の政治参加の場、また、十分な公共サービスの供給主体としての意義がある。昨今、国主導の「上からの」市町村合併が推進されているが、このような動きと基礎的自治体の意義との関係をどう考えるか。
- ・地方交付税は、自治体間の財源調整という重要な機能を持つのに、昨今、地方交付税を削減しようとする議論が進んでいることをどう評価す

るか。

日 森 文 尋君 (社民)

- ・情報公開と住民参加が地方自治の基盤であるにもかかわらず、これらが非常に遅れていることが、我が国において地方分権が進まない理由と考えるが、いかがか。
- ・自治体の合併が進み自治体の規模が大きくなると、住民との協働による行政やきめ細かい公共サービスの提供ができなくなる懸念はないか。
- ・政令指定都市のような大都市の財政に赤字が多いことを見ても、自治体の規模を大きくすれば財政が改善するとは限らない。このことから、財政に関する問題の解決を抜きにして合併だけを押し進めても意味がないと考えるが、いかがか。

小池 百合子君 (保守)

- ・市町村の規模がどれぐらいであれば、コストと十分なサービスの供給の面で適切であると考えるか。また、県については、どうか。
- ・地方分権を進めるには、お上への依存意識の強い住民の意識改革やそのための教育が重要であるが、地方自治を担っていく人材を育てるにはどうすればいいか。

平井 卓也君 (自民)

- ・参考人は、地方分権を推進する力の一つとして、「近代化の終焉」を挙げているが、日本において「近代化の終焉」とはどういう意味か。
- ・地方分権を進めていくのならば、過去の全国総合開発計画において重要視された「国土の均衡ある発展」という概念を捨て、自治体間の「健全な差」を容認すべきと考えるが、いかがか。
- ・日本では、個人が集まって集団ができるという考えよりも、個人と集団は対立するものであるという考えが強いと思うが、いかがか。

筒井 信 隆君 (民主)

- ・参考人は、(a)機関委任事務制度の廃止、(b)国の関与の在り方の是正、(c)国地方係争処理委員会の設置により地方分権改革の第一歩が踏み出されたことと述べているが、特に制度面における今後残された課題とは何であり、どのように対処していくべきと考えているか。
- ・地方自治体の財源に関しては、地方交付税を廃止して地方税に一本化すべきであり、そこで生じる自治体間格差については調整ファンドを新たに作ることによって対応すべきであると考えられる。地方自治体の財源について、参考人はどのような形が理想的と考えるか。
- ・参考人にとって、都道府県及び市町村の合併・広域化の理想像はどのようなものか。

渡辺 博 道君 (自民)

- ・かつて地方自治体職員であった経験から、地方分権改革に際しては、権限や財源の移譲に加え

て人材が重要であると解するが、参考人は、地方自治体の人材育成についてどのように考えるか。

- ・ 少子高齢化が進むと、住民の生活に密着した市町村への地方分権の重要性が高まると考えられる。そのため、地方自治に関して憲法に詳しい規定を設ける必要があると考えるが、いかがか。

質疑終了後の自由討議の概要（発言順）

春名真章君（共産）

- ・ 第8章「地方自治」の規定は、日本国憲法の先駆性を示すものであり、21世紀の地方自治の指針ともなり得る。しかしながら、この精神は十分には実現されておらず、例えば、国は住民投票に消極的な姿勢をとっている。

中山太郎会長

- ・ 地方自治体の首長は、地域と密着し、徴税権と執行権といった強大な権力を有していることから、首長の多選禁止を検討する必要があると考える。

森岡正宏君（自民）

- ・ 教育に関しての国と地方の役割分担は重要な問題であり、国が教育においてどのような役割を果たすべきかを検討する必要がある。

永井英慈君（民主）

- ・ 地方分権と中山会長の主張する首長の多選禁止には密接な関係があるので、是非とも検討しなければいけない。

葉梨信行君（自民）

- ・ 春名委員が指摘する住民投票は、地方のみに関する事項について行われるべきであり、安全保障や環境問題といった国全体に関する事項については国会で審議するべきである。

中川正春君（民主）

- ・ 住民の地方政治への直接参加は地方自治の観点から望ましいことであり、住民投票法を制定する必要があると考える。
- ・ 従来地方自治に関する議論においては、「地方自治の本旨」のうち、「団体自治」の面に重点が置かれていたが、これからは「住民自治」の面の充実の方がより重要である。

中野寛成会長代理

- ・ 在日外国人といえども我が国に居住する住民であることから、永住外国人への地方参政権付与法案の早期可決を望む。

→葉梨信行君（自民）

- ・ 地方政治と国政は密接な関係にあり、国籍を有しない者が間接的とはいえ国政に関与するのは好ましくない。外国人参政権に関しては、国籍取得要件の緩和により対応するべきである。

→中野寛成会長代理

- ・ そのような議論に関しては、既に所管の委員会では審議が尽くされている。外国人の国籍取得と参政権付与（被選挙権ではなく、選挙権の付与）とは別の問題であるとする。

◎憲法調査会員の異動

辞任 補欠選任
松島みどり君（自民） 伊藤 公介君（自民）
(2月21日)

◎憲法調査会小委員の異動

2月25日、以下のとおり、異動がありました。
・ 基本的人権の保障に関する調査小委員会
補欠選任
土屋 品子君（自民）
松島みどり君（自民 2.21 委員辞任）の補欠
・ 地方自治に関する調査小委員会
補欠選任
伊藤 公介君（自民）
土屋品子君（自民 2.25 小委員辞任）の補欠

次 回 の 小 委 員 会

原則として以下の日程等によることが予定されておりますが、諸般の事情により変更される可能性があります。

日付	開会時刻	小委員会・参考人等
H14 3.14 (木)	午前 9:00	政治機構小委
	午後 2:00	基本的人権小委

※参考人については、調整中です。

意見窓口「憲法のひろば」

平成12年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・ 受付意見総数：1598件（2/28現在）
- ・ 媒体別内訳

葉書	1050	封書	259
FAX	158	E-mail	131

- ・ 分野別内訳

前文	31	天皇	70
戦争放棄	1104	権利・義務	47
国会	29	内閣	30
司法	7	財政	10
地方自治	8	改正規定	11
最高法規	7	その他	1051

※複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。